

日本における「近代的」労働力市場の成立について

——諏訪製糸労働者を中心として——

野 原 建 一

1

小稿では、諏訪地方における製糸労働者の状態をとくに、1910年代から30年代にかけて検討することが主たる目的である。この年代は、日本において産業資本が確立し、帝国主義政策がまさに緒についたときでもある。労働者の状態もこうした政治経済を背景に、半封建的桎梏＝半人格の支配から資本家的搾取へと移行した時期でもあった。いまそれを、長野県諏訪地方の製糸労働者に焦点をあわせてみていこうと思っている。

ところで、製糸労働者といえば、それは「女工」をさしている。ときに「工女」ともいい、それぞれに意味あいをもたせて使いわけるむきもあるが⁽¹⁾、いまそれを問わない。むしろ、女子労働者およびよいのかもしれない。しかし、ここではあえて製糸労働者とする。それは、小稿の課題である「近代的」労働力市場の形成というなかで「女工」＝製糸労働者をとらえかえしてみたいからである。史料との関係で「女工」「職工」などという用語が使われることはあっても、とりあえず小稿では、製糸労働者という概念をもちいて論をすすめていくことにする。

さてその製糸労働者をめぐって、実はこれまで数多くの研究がなされ、古典的名著もまた多い⁽²⁾。小稿もそれらに刺激をうけ、それらの業績のうえに成り立っている。そうした業績のなかで看過できないもののひとつに、山田盛太郎氏の『日本資本主義分析』がある。このなかで山田氏は、つぎのことを強調する。それは「日本製糸業興隆の基礎が、半農奴制的零細耕作を地盤とする所の純粋日本型の特殊労役制度にあった」(40頁)という点である⁽³⁾。そして、その「純粋日本型の特殊労役制度」の例証としてつぎの2点をあげている。すなわち、①「等級賃金制」と②「特殊労役制度と機

械化阻止」である⁽⁴⁾。この「等級賃金制」は、一見、合理的にみえる賃金制が、実は煩瑣な「賞罰種目」をもうけることによって、強力な搾取体系を構成している、ということである⁽⁵⁾。

いまひとつは「特殊労役制度と機械化阻止」という問題で、機械化をはばむ要因が、日本的な「特殊労役制度」にある、という点である。この「特殊労役制度」をどう具体的に評価するかがここの課題でもある。たとえば、「女工」という概念に、本来的に内在している戦前の家族制度を評価し、それとのかかわりで「特殊労役制度」を理解する方法もあろう。つまり、戦前の法体系としての公権力という「強力」の下で、「差別」が行使された点を重視するやり方である。そして、その差別をはぐくんできたのが、家族制度を基盤とした「村落共同体」という地域社会である、という視角が成り立つ。

しかし、いまそれを捨象する。その問題は戦前の社会体制(＝上部構造)にまで言及せねばならず、それはまた、本稿の課題からはずれることにもなる。とりあえず、ここでは前にも述べた「近代的」＝資本主義的労働力市場の成立過程における製糸労働者の状態についてみていくことにする。すなわち、ここでいう「近代的」とは、労働者の基本的人権が等しく認められ、すくなくとも擬制であれ、労資が対等の契約関係におかれている、という状態をさしているのではない。むしろ、産業予備軍が潤沢に農村に滞留し、資本家はきわめて有利な条件下に労働力を自由に買いもとめることができる、という状態をさしている。つまり、資本家はいつでも自由に労働者を搾取し、剰余価値をほしいままに収奪できうる状態が、ここでいう「近代的」労働力市場、ということである。

したがって、「近代的」労働者は、自由に移動することが保障されている。しかし、その自由は日本の場合、つねに半封建的桎梏に緊縛された形で

展開する。そして、その緊縛を天皇制という公権力が掌握している、という支配構成が指摘されるのである。

小稿では、以上のことを前提としながら、製糸労働者の出身地の推移、年齢構成や前貸状況を見ていくことによって、「近代的」労働力市場分析の手がかりにしようと思う。つまり、小稿は一の試論たるをまぬがれない⁽⁶⁾。

- (1) 島岡光一「『女工』範疇の止揚過程——山—林組争議を中心として——」（1981年度土地制度史学会 秋季学術大会）島岡氏は、「女工」が「女工」にくらべ、劣悪な労働条件下にあることを報告されて、違いを指摘している。
- (2) とりあえず、つぎの5点をあげておこう。農商務省『職工事情』1903年、細井和喜蔵『女工哀史』1923年、林巧郎『地平線以下』1925年、佐倉啄＝『製糸女工虐待史』1927年、楫西光速、帯刀貞代、古島敏雄、小口賢三『製糸労働者の歴史』1955年。ほかに、「社会政策時報」1924年1月号から3月号にかけて、連載された桂舉「本邦製糸業労働事情」もよく知られた文献のひとつである。
- (3) 大石嘉一郎「労働力群の形成」（大石嘉一郎編『日本産業革命の研究 下』1975年）ここで大石氏は、「明30年代末～40年代初頭の産業資本確立期に」「さまざまな半奴隸制的制約をもち、それ故に多くの限界をもちながらも、資本蓄積の進展に伴う資本の直接的な制縛下への労働力の集積の進展と、労働＝生産様式の発展を基礎とする資本・賃労働関係の質的変化がみられ、近代的プロレタリアートの形成がその緒についた」（180頁、傍点著者）と指摘する。筆者も基本的には、この見解にくみしつつ、より実証的に検討してみようとしている。
- (4) 大石嘉一郎「日本製糸業賃労働の構造的特質—等級賃金制を中心として—」（川島武宣、松田智雄編『国民経済の諸類型』1968年）p. 708～709。三浦黎明「明治後期諏訪製糸業の賃金制度の実態について」（東北大学「研究年報経済学」36の2）1974年。大石氏は「純粹日本型の特殊労役制度」に対する問題提起をおこない、三浦氏は、それを実証的に検討しようとしている。
- (5) 石井寛治『日本蚕糸業史分析』1972年。石井氏の業績は、山田盛太郎氏の問題提起を実証的に深化したところにある。243～246頁では、日本の製糸労働者の低賃金を低い生産性を関連させてフ

ランス、イタリアとの比較をこころみている。

より詳細に検証したのが岩本由輝「諏訪製糸業における賃金計算基準」（『山形大学紀要（社会科学）』3の4、1969年）である。また、瀧澤秀樹『日本資本主義と蚕糸業』1978年、333頁以下も同様の視角。すなわち、山田氏の前掲書、隅谷三喜男『日本賃労働史論』1955年の提起された問題意識をふまえて実証的に考察されている。

- (6) 小稿で使用している史料は、とくにことわりがないかぎり、岡谷市立蚕糸博物館所蔵の史料である。

2

まず、諏訪地方において製糸業が展開しはじめたのは、明治20年ごろからである。とりわけ、長野県内で器械製糸業地として先進的役割をはたしはじめたのは、明治20年代後半からである⁽⁷⁾。つまり、19世紀の末ごろから本格的に発展し、その隆盛をみるのは20世紀に入ってからである。

第1表は、そうした隆盛ぶりを諏訪製糸同盟に加入している製糸業を中必にとりまとめてしめたものである。生糸生産高が輸出向を中心に推移しているのがわかる。また、従業者数にしめる女子の割合は、つねに約90パーセントをしめ、製糸労働者の主軸をなしている。1933（昭和8）年ごろを境に生糸生産高のうち、とくに輸出向が落ちこんでいく過程は、周知の恐慌によるものである。それは設備益数や従業者数にも当然ながら影響がみられる。

こうした製糸労働者がどのような地域から集ってきているのか、という問題は、労働力市場を検証するさいの重要なポイントである。すなわち、局部的、閉鎖的制約下に労働力供給がおこなわれているのかどうか、または、全国的規模での自由な労働力の移動が展開されているのかどうか、という点の検討が大切である。

第1表は1903年から1926年までの出身地の推移をみたものである。全体的な推移は、年を追うごとに急増している状態である。とりわけ1916年の急増ぶりがめだつ。長野県出身者がとくに増加しているが、それ以外では、山梨、新潟、富山の各県が多い。増加指数でみても、1903年を100として1916～17年は、10～16倍にふえている。

第1表 諏訪地方製紙業の推移（1913～1939年）

事項 年	組合員	工場数	設備釜数	使用釜数	平均作 業日数	従業者数			繭使用高	生糸生産高		
						男	女	計		輸出向	国内向	計
1913	188		29,919						石貫			510,418 ^(円)
14	182	206	28,531		251	3,005	31,354	34,359	717,513	527,731		
15	205	217	30,339		232	2,897	31,394	34,291	482,915	465,126		
16	212	233	32,933		259	3,325	34,662	37,987	588,051	560,676		
17	235	253	36,794		249	3,787	39,085	42,872	735,312	649,893	44,334	694,227
18	248	271	39,787		263	3,567	42,396	45,963	759,379	665,460	68,449	773,909
19	275	299	40,428		256	4,419	40,815	45,234	752,927	641,250	80,761	722,011
20	248	250	41,764		245	5,181	43,203	48,384	810,842	680,359	96,563	776,922
21	241	267	40,811		220	4,613	36,313	40,926	626,693	515,035	75,362	590,397
22	243	262	37,422		253	3,202	36,667	39,869	729,965	693,609		
23	231	260	38,869		245	4,553	38,285	42,838	817,152	732,096	86,529	818,625
24		255	37,704		257	4,491	37,361	41,852	8,123,027 ^(円)	696,230	142,225	838,455
25	233	260	37,052		277	3,393	39,007	42,400	9,748,684	841,005	132,074	973,079
26	223	260	36,812		271	3,677	49,555	43,232	10,742,886	941,816	153,494	1,095,310
27	240	375	37,804		274	4,078	42,991	46,469	11,260,750	1,032,453	130,309	1,162,762
28	259	303	39,668		280	4,854	44,134	48,988	11,352,503	1,041,520	142,062	1,183,582
29	279	317	41,032	39,416	274	4,838	37,797	52,635	11,397,411	1,053,603	134,667	1,188,270
30	282	325	41,131	39,056	265	4,631	48,478	43,109	12,335,406	1,153,612	135,485	1,289,097
31	285	317	38,601	37,260	268	3,964	31,538	45,502	10,801,405	940,602	173,598	1,114,200
32	301	301	35,460	32,350	246	3,520	24,819	38,339	10,484,557	948,753	181,258	1,130,011
33	322	347	38,010	28,414	230	3,994	29,975	33,969	乾繭3,308,309	726,241	208,394	934,635
34	309	342	36,776	26,519	253	3,599	28,727	32,326	3,508,481	785,711	297,732	1,083,443
35	293	323	33,710	24,151	262	3,282	25,626	28,908	3,562,726	662,961	324,501	987,462
36	279	302	31,990	22,593	229	3,033	24,873	27,906	3,215,987	643,973	291,449	935,422
37	185	207	23,090	19,398	312	2,599	20,881	23,480	3,571,558	860,081	391,828	1,251,909
38	179	203	22,851	17,368	298	2,548	19,852	22,400	3,529,863	526,827	438,724	965,551
39			23,083	19,641	291	2,546	20,453	22,999	3,316,935	522,059	442,633	964,692

(注) 「岡谷地方製糸業現況調査表」(1941年)

第2表 製米労働者の出身地の推移

府 県 年	東京府	京都府	大阪府	神奈川県	兵庫県	長崎県	新潟県	埼玉県	群馬県	千葉県	茨城県	栃木県	奈良県	三重県	愛知県	静岡県	山梨県	滋賀県	岐阜県	長野県	宮城県	福島県	岩手県	青森県
1903 明治36								6	1						2		670		562	2,689				
1904 " 37							38								3		783		558	2,954				
1905 " 38	2						146	52	12		1				11	1	1,173	1	1,119	5,079		1		
1906 " 39	5						207	60	100	1	7				23	6	1,944		1,899	7,259	27	19		
1907 " 40	17			85			211	77	184	7	60	38			17	3	2,271	2	1,654	8,452		53	72	1
1908 " 41	33	1		105	2		453	165	130	38	110	51		5	22	8	3,225	3	2,137	10,112	17	26	242	
1909 " 42	33			138		2	721	142	118	19	80	86	1	14	74	34	3,154	40	1,867	11,619	3	20	116	1
1910 " 43	47	2		162	1	1	1,202	190	402	9	143	44	3	11	145	44	4,055	16	2,389	12,929	134	52	314	
1911 " 44	36		1	72	2		1,801	196	567	25	453	77	2	52	123	91	4,258	18	2,218	15,706	418	104	916	1
1912 大正 1	21			66	1		1,712	179	523	22	215	102	28	19	78	53	5,325	19	2,755	17,865	446	299	862	2
1913 " 2	78	1		38	3		2,169	214	831	21	376	128	13	7	111	191	6,268	41	2,970	16,523	477	217	687	1
1914 " 3	69	22	3	38	11	10	2,042	220	551	17	213	145	23	38	130	132	7,867	282	3,276	19,198	428	206	697	1
1915 " 4	48	1	1	35	9	38	2,630	360	721	18	248	140	30	27	111	188	6,170	220	2,896	14,797	396	276	782	3
1916 " 5	128	4	4	40	55	52	4,113	425	899	34	346	370	43	46	222	191	8,222	125	3,432	20,329	416	759	1,022	4
1917 " 6	173	102	8	168	1,940	103	8,061	779	2,064	62	830	885	47	218	385	946	10,130	128	3,966	24,059	713	1,615	1,447	5
1918 " 7	162	38	6	194	943	43	6,548	633	1,419	81	825	634	30	178	304	605	6,912	90	2,795	17,102	539	1,353	782	4
1919 " 8	118	42	4	273	622	37	6,468	752	1,496	74	675	474	32	148	486	717	7,344	103	3,687	15,777	552	956	779	3
1920 " 9	176	69	6	386	1,168	53	10,354	602	2,018	155	938	554	95	117	406	1,006	8,542	220	3,763	20,446	762	1,283	1,442	28
1921 " 10	162	59	3	159	1,114	67	6,501	470	1,969	43	486	388	26	142	201	648	6,164	152	2,541	14,902	710	923	1,131	14
1922 " 11	78	105	5	177	840	58	7,769	565	2,023	102	655	394	37	136	189	448	7,955	131	2,537	18,876	851	1,523	1,264	9
1923 " 12	95	109	5	467	915	57	7,405	831	2,027	79	654	405	25	71	150	417	8,064	103	3,209	15,716	575	1,071	1,005	3
1924 " 13	129	82	3	285	727	61	6,857	722	1,839	61	720	419	11	80	112	461	6,526	119	2,446	14,537	676	769	1,282	3
1925 " 14	107	76	4	167	705	48	6,905	762	1,578	103	367	376	13	77	87	459	5,986	224	2,801	14,735	764	987	1,181	5
1926 " 15	38	39		154	294	21	3,652	527	22	52	164	164		12	27	108	3,153	71	1,112	6,394	315	394	406	

「工男女登録年次地方別簿」

山形県	秋田県	福井県	石川県	富山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	和歌山県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	大分県	佐賀県	熊本県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	北海道庁	朝鮮総督府	合計	増加指数	
				195																				4,125	100	
				31																					4,367	106
			1	201				1																	7,801	189
11			2	652																					12,222	296
		1	2	756									1										3		13,967	339
			6	981			1						1												17,874	433
		2	4	1,005			2	1					1								1		8		19,372	470
10	17	2	5	1,233			3	4					3		1					1			4		23,433	568
146	16	4	10	1,137	1		2		1			1			1								1	4	28,461	690
209	9	6	10	1,202	3		2	1					1	1	7	3					2		7	1	32,056	777
16	10	6	13	1,276		1	5			2	1	3	1										7	1	32,707	793
177	9	31	30	1,374	3		1	5	88	3	8	1	1	4	243	360	85	115	95	35			7		38,295	928
91	6	22	23	1,362		1	1	4	2	2	3		2	1	176	125	55	89	134	180			20		32,444	787
129	16	20	41	1,825	14	3	4	13	43	4	2	5	8	1	333	323	108	67	470	317			17	2	45,046	1,092
312	33	93	86	3,886	504	267	223	76	12	21	759	47	55	6	303	1,783	139	469	1,051	371			30	1	69,365	1,682
517	50	81	229	2,656	795	268	188	15	35	11	193	9	16	40	224	906	136	329	574	470			22	8	49,992	1,212
560	56	86	212	2,702	710	464	179	9	49	15	4	5	43	21	132	904	148	262	567	511			42	1,873	51,173	1,241
308	46	74	349	3,608	954	573	330	21	39	25	11	15	19	30	256	1,184	412	241	1,799	994			47	461	66,385	1,609
337	27	67	259	2,555	668	455	191	14	34	18	4	10	18	52	217	1,013	451	327	2,035	1,158			33	121	48,001	1,164
225	72	48	203	2,481	448	349	180	20	41	27	1,468	104	22	1,211	177	1,089	478	237	1,645	1,210			38	11	58,511	1,418
148	34	83	311	2,562	424	185	183	28	47	12	440	42	9	305	176	618	223	210	993	831			28	12	51,362	1,245
187	36	81	266	2,195	390	153	164	7	42	6	8	3	25	10	180	915	225	179	025	981	36	33	4	46,081	1,117	
184	36	73	221	2,205	286	143	128	13	19	4	3	18	10	7	146	540	236	161	931	832	10	23	6	44,752	1,085	
145		41	118	938	96	55	17	10	9			3	6	2	37	43	102	131	382	577			27		20,758	503

第3表 長野県内部市別出身地別推移

	長野県																			全国 比しめる 率 [%]
	長野市	松本市	諏訪	上伊那	下伊那	東筑摩	西筑摩	南安曇	北安曇	小県	北佐久	南佐久	更級	埴科	上高井	下高井	上水内	下水内	計	
1903 明治 36			521	792	98	690	4	161	145	117	49	5	44	36			27		2,689	65.2 [%]
1904 " 37	3		580	1,156	131	625	19	145	87	125	8		48	17	2	3	5		2,954	67.6
1905 " 38			711	1,570	551	1,052	72	263	166	322	108	75	56	52	2	8	69	2	5,079	65.1
1906 " 39	8		1,140	2,145	271	1,665	132	520	254	528	162	62	166	119	28	19	28	12	7,259	59.4
1907 " 40	13		1,317	2,530	375	1,848	113	505	260	755	166	44	250	178	13	28	43	11	8,449	60.5
1908 " 41	29		1,836	2,861	341	2,106	157	654	389	645	151	157	333	241	30	82	74	26	10,112	56.6
1909 " 42	10	366	1,796	3,598	304	2,010	138	603	453	803	311	225	453	313	57	48	97	34	11,619	60.0
1910 " 43	20	432	1,785	3,341	284	2,549	160	738	562	884	439	462	589	369	58	70	153	34	12,929	55.2
1911 " 44	22		1,932	3,418	407	3,313	211	811	624	1,253	972	862	886	466	80	64	316	69	15,706	55.2
1912 大正 1	28		2,198	3,738	535	3,766	395	911	852	1,283	1,099	977	964	508	79	89	356	87	17,865	55.7
1913 " 2	71		1,933	3,150	489	3,330	383	885	845	1,538	853	951	876	573	134	129	310	75	16,523	50.5
1914 " 3	56		2,793	3,227	395	4,662	433	1,065	948	1,519	904	841	1,064	672	137	95	328	59	19,198	50.1
1915 " 4	60		1,955	2,893	348	3,063	378	690	653	1,101	809	699	910	636	96	91	366	49	14,797	45.6
1916 " 5	138		2,175	3,445	370	4,029	494	1,187	979	1,452	1,212	868	1,613	927	290	206	797	147	20,329	45.1
1917 " 6	222	461	2,687	3,326	379	3,482	564	1,092	1,131	1,663	1,255	990	1,909	900	515	554	1,863	1,066	24,059	34.7
1918 " 7	173	276	1,730	2,523	300	2,374	391	806	766	1,053	853	777	1,383	760	528	629	1,464	316	17,102	34.2
1919 " 8	198	374	1,620	2,061	283	2,419	378	725	615	1,024	792	835	1,183	765	470	484	1,210	341	15,777	30.8
1920 " 9	183	336	1,815	2,178	316	2,873	410	889	793	1,507	1,238	1,044	1,833	1,019	779	980	1,796	457	20,446	30.8
1921 " 10	77	242	1,629	1,703	226	2,433	311	703	620	1,294	942	731	1,091	739	386	482	1,056	237	14,902	31.0
1922 " 11	91	227	1,798	2,007	415	2,637	371	761	806	1,600	1,425	1,047	1,602	954	536	713	1,480	406	18,876	32.3
1923 " 12	93	192	1,795	1,621	329	2,388	407	800	670	1,084	1,093	721	1,326	671	354	497	1,105	326	15,716 [*]	30.6
1924 " 13	135	175	1,400	2,201	369	2,014	260	552	590	1,342	1,080	669	1,194	621	329	436	926	244	14,537	31.5
1925 " 14	209	203	1,317	2,027	340	2,115	411	510	581	1,357	975	738	1,067	701	404	474	961	345	14,735	32.9
1926 " 15	70	91	622	999	218	929	196	256	221	628	380	275	476	243	128	170	344	148	6,394	30.8

『工男女登録年次地方別簿』

※ 上田市244名が15,716に含まれている。

第4表 山梨・新潟近県の出身地別推移

	山 梨 県										新 潟 県														計								
	甲 府 市	東 山 梨	西 山 梨	北 巨 摩	中 巨 摩	南 巨 摩	東 八 代	西 八 代	南 都 留	北 都 留	計	新 潟 市	長 岡 市	高 田 市	北 魚 沼	中 魚 沼	南 魚 沼	東 頸 城	西 頸 城	中 頸 城	刈 羽	古 志	三 島	北 蒲 原		西 蒲 原	中 蒲 原	南 蒲 原	東 蒲 原	岩 船	佐 渡	計	
1903 明治 36	1	350	2	122	123		68	4			670																						
1904 " 37	1	303	1	202	130	69	59	18			783				32	1						1					1						38
1905 " 38	28	476	24	210	218	71	146				1,173				68	14		35	21		1	7										146	
1906 " 39	53	698	69	405	332	85	287	15			1,944				109	18		40	17	1	1	17	4									207	
1907 " 40	62	803	69	400	338	172	365	59	2	1	2,271				82	34	1	58	26	3		5	1			1						211	
1908 " 41	137	780	140	751	491	231	649	44	1	1	3,225			2	191	3	55	1	92	22	6	37	28	7	1	8						453	
1909 " 42	67	944	100	708	516	141	565	103	2	8	3,154	3			135	5	119	8	152	29	177	15	57	15	2	1	2		1		721		
1910 " 43	94	1,133	127	953	704	248	610	177	2	2	4,055		3		171	6	100	1	262	45	374	19	140	57	4	5	2		13		1,202		
1911 " 44	100	1,094	106	922	763	411	537	293	11	21	4,258	1	2		364	4	223	14	344	56	588	20	118	36	3	9	3		15	1	1,801		
1912 大正 1	140	1,343	120	1,083	854	553	855	32	51	24	5,325	1	1	2	370	6	275	18	297	101	454	36	92	45	3	5	1		2	3	1,712		
1913 " 2	242	1,335	153	1,154	1,259	664	850	533	59	19	6,268	4	3	7	441	13	395	28	492	187	376	46	126	35	4	3	1			3	2,169		
1914 " 3	285	2,382	206	1,508	1,335	696	805	496	58	96	7,867		8	7	417	12	254	24	538	814	424	31	92	29	1	2	3		12	4	2,042		
1915 " 4	163	1,157	230	985	1,581	735	676	475	35	133	6,170			8	524	7	275	23	793	241	483	96	145	19	2	6	3		1	4	2,630		
1916 " 5	274	1,395	256	1,474	1,651	980	944	794	206	248	8,222	5	7	42	498	20	441	72	1,087	698	769	106	212	71	22	39	7	7	6	5	4,113		
1917 " 6	281	1,400	295	1,122	1,874	1,249	939	1,070	564	636	10,130	12	22	89	802	100	514	382	1,447	1,788	1,134	306	547	177	174	262	108	26	106	65	8,061		
1918 " 7	317	1,039	288	1,083	1,088	992	738	916	193	258	6,912	18	24	30	538	66	578	293	950	1,509	879	258	467	254	130	248	78	19	131	73	6,548		
1919 " 8	353	1,055	305	1,406	1,438	908	677	856	119	227	7,344	28	50	128	514	59	504	387	841	1,599	758	323	477	235	105	138	127	19	139	37	6,468		
1920 " 9	341	1,091	374	1,786	1,774	1,042	759	991	146	238	8,542	36	62	146	854	172	760	652	1,190	2,472	1,248	430	569	475	233	373	143	35	307	197	10,354		
1921 " 10	145	912	221	1,431	1,324	734	561	634	136	66	6,164	28	34	79	571	251	411	331	758	1,439	854	275	406	315	106	190	101	19	176	157	6,501		
1922 " 11	255	1,277	283	1,847	1,633	850	720	905	86	99	7,955	6	35	64	628	315	558	530	984	1,661	964	277	403	424	163	270	112	14	157	204	7,769		
1923 " 12	205	1,301	259	1,773	1,604	924	746	895	170	187	8,064	23	37	48	537	196	517	499	820	1,598	932	274	449	519	158	287	112	14	186	199	7,405		
1924 " 13	123	1,141	190	1,342	1,445	744	554	699	151	137	6,526	20	27	57	548	216	529	422	765	1,193	1,014	241	389	482	177	306	88	12	174	197	6,857		
1925 " 14	116	964	208	1,178	1,186	702	623	594	218	197	5,986	21	27	46	565	245	544	419	700	1,277	720	206	433	521	147	364	123	14	284	246	6,905		
1926 " 15	68	543	98	657	544	320	351	274	153	145	3,153	12	18	23	312	223	384	231	344	691	334	135	172	202	54	159	75	4	51	228	3,652		

『工男女登録年次地方別簿』

第5表 製糸女工出身地の推移

年	長野県内																			計	
	諏訪	上伊那	下伊那	西筑摩	東筑摩	松本市	南安曇	北安曇	南佐久	北佐久	小 縣	上田市	埴 科	更 級	長野市	上水内	下水内	上高井	下高井		
1903年 M. 36	521	792	98	4	690		161	145	5	49	117		36	44		27					2,689
1904年 M. 37	580	1,156	131	19	625		145	87		8	125		17	48	3	5		2	3		2,954
1905年 M. 38	711	1,570	551	72	1,052		263	166	75	108	322		52	56		69	2	2	8		5,079
1908年 M. 41	1,760	2,566	64	192	1,651	74	599	232	31	14	115		18	46	3	26	6	1	5		7,403
1913年 T. 2	2,165	2,527	145	235	2,369	171	788	510	235	480	510		213	372	3	55	20	18			10,816
1918年 T. 7	2,063	2,113	184	473	2,795	217	1,027	703	341	423	824		504	920	72	759	165	786	220		14,599
1921年 T. 10	1,823	1,613	118	387	2,342	223	728	662	346	445	537	70	627	895	137	870	145	336	311		12,615
1924年 T. 13	2,131	1,657	176	437	2,159	188	786	749	352	572	435	46	477	893	144	796	216	363	796		12,900
1927年 S. 2	2,412	1,752	271	520	2,089	209	737	762	258	476	397	83	464	771	208	851	283	265	326		13,123
1928年 S. 3	2,172	1,681	325	508	1,985	170	786	797	306	487	501	57	437	887	198	861	342	267	363		13,130
1929年 S. 4	2,487	1,619	305	587	2,014	136	791	830	332	487	443	46	425	882	228	930	333	349	373		13,597
1930年 S. 5	2,531	1,546	220	596	2,012	119	711	734	299	452	422	69	439	871	235	931	441	370	432		13,430

年	県外											計	総 計
	福島	群馬	埼玉	山梨	新潟	富山	石川	愛知	岐阜	その他			
1903年 M. 36		1	6	670		195		2	562			1,436	4,125
1904年 M. 37				783	38	31		3	558			1,413	4,367
1905年 M. 38		12	52	1,173	146	201		11	119	6		2,722	7,801
1908年 M. 41		6		1,307	124	147			714	1		2,299	9,702
1913年 T. 2				2,854	852	245		3	083	8		5,145	15,961
1918年 T. 7		200	2	4,541	2,434	1,391	61	27	1,233	48		9,937	24,536
1921年 T. 10	30	172	2	3,964	3,003	583	31	18	780	70		8,653	21,268
1924年 T. 13	40	190	3	4,606	2,477	503	18		765	96		8,698	21,598
1927年 S. 2	41	165		5,405	3,319	363	61		749	160		10,263	23,386
1928年 S. 3	11	178	2	5,075	3,675	497	85		772	111		10,406	23,536
1929年 S. 4	10	183	2	4,913	4,306	563	88		737	395		11,197	24,794
1930年 S. 5	8	139	8	5,214	4,012	416	62		681	75		10,615	24,045

(注) 『平野村誌』下巻 P406~408より作成

第2表は、長野県内における出身地別の推移をしめしている。この表をみるかぎり、諏訪、伊那などの中・南信地方の出身者が過半数をしめ、製糸業地帯に近い地域から労働者が集まっていることがわかる。東・北信地方からの労働者の移動もみられるが、中・南信地方と匹敵するところにはいたっていない。むしろ、ここで注目したいのは、長野県の全国にしめる比重、という点である。先の第1表の総計にしめる長野県の比率は、右端の欄に記されたとおりである。1903年には、まだ約45パーセント強をしめていたのが、1915(大正4)年には、ついに50パーセントをうわまわったのである。つまり、県外の労働者数が、県内のそれをこえてしまったのである。したがって、1915年を境に、全国的規模での労働力市場が確立した、というひとつの画期をそれはしめていることになる。

第3表は、近隣のなかでもっとも多い山梨県と新潟県を郡市別にその推移をみたものである。山梨、新潟のいずれも諏訪地方へ行きやすい地理的条件下のところから労働者が多く集まっている。しかし、集っていくのはそれだけの理由からではない。労働者の出身農家がまさに「半農奴制的零細耕作⁽⁸⁾」を基盤にしているところが多い。そのため、労働者はいきおい「家計補充」型労働力にならざるをえないのである⁽⁹⁾。第2～3表はそうした意味あいをもった地域的、経済的特質をしてしていることになる⁽¹⁰⁾。江波戸昭氏は、それをつぎのように説明する。これら女子労働者は出身地からみて、いずれも農業の低生産性地帯である山村地域ないし地主制の発達した農村地帯の零細農家の余剰労働力⁽¹¹⁾である、と。たしかに山梨県は「低生産性地帯」である。また、新潟、富山の両県は地主制が発達し、高率の小作料は小作人の家計に重くのしかかっている。「家計補充」と「窮民」をあわせもつ労働力が創出された地域といえよう。

〔注〕

(7) 江波戸昭『蚕糸業地域の経済地理学的研究』1969年『平野対誌』下巻 長野県内では、明治10年代後半まで小県郡などが生糸の主生産地であった。もちろんまだ器械製糸は普及せず、座繰製糸が主力であった。拙稿「明治前期小生産者層

の史的位置」(「長野大学紀要」第2号1974年、第5号1975年)参照。

- (8) 山田盛太郎、前掲書、35頁。石井寛治、前掲書265～266頁。石井氏は山梨県の事例を出しながら「女工出身農家の圧倒的部分が、小作農およびごく零細な耕地をもつ小自作農によって占められている」と指摘する。
- (9) 隅谷三喜男、前掲書。瀧澤秀樹 前掲書。東條由起彦「製糸同盟の女工登鈴制度の変遷について」(土地制度史学)第101号1983年。
- (10) 本文で使用した史料以外に『平野村誌』の統計がある。1903～5年にかけての数値は一致するが、他は同じでない。『平野村誌』に出典名がないので参考資料として第5表をかかげておくことにする。この第5表と第2、3表との相違は、長野県内と県外の労働者数が、大正期に逆転しないことである。つまり、第5表からは県外労働者数が優位に立つことはないのである。したがって、第2、3表の数値をとるか、第5表の数値をとるかはきわめて重要になる。ただ、『平野村誌』の出典が明記されていないため未確認となっている。
- (11) 江波戸、前掲書 95頁。

3

製糸労働者のほとんどが女子である。ということは、年齢の上で若年に集中する傾向がでてくる。第6表は、18歳未満の若年労働者が約4割ちかくしめていることをしめしている⁽¹²⁾。そのことは、逆に第7表にみるように、勤続年数の短かさとなってあらわれてくる。第7表の勤続年数をみると、2年未満と2年間の勤務をあわせると約50パーセントをこえてしまう。勤続年数の短かさについていくつかの理由が考えられる。第1に、労働条件が苛酷で長期年月の労働に耐えられない。第2に、現在でも同様のことがいえるが、いわゆる嫁入り前の出稼ぎ(=家計補充型)、または、口べらし(=「窮民」型)⁽¹³⁾ともいえる状況下での一時しのぎである。第3には、労働条件のよいところへ移動するが、かなりの制約下ではあったが可能になったこと、などがあげられる。同時に、労働力の移動が全国的規模で自由になっていく傾向は、産業予備軍の拡充を意味し、より低賃金化という条件下へ労働者をおくことにもなる。

しかし、こうした近代的労働力市場が確立した

第6表 年令別労働者数

年次	12~13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26以上	計
1934	781 2.9	1,987 7.4	2,386 8.8	2,415 8.9	2,484 9.2	2,619 9.7	2,361 8.7	2,231 8.3	1,752 6.5	1,569 5.8	1,241 4.6	934 3.5	645 2.4	3,605 13.3	27,010 100%
1935	718 2.7	2,058 7.9	2,311 8.9	2,498 9.6	2,192 8.4	2,444 9.4	2,310 8.8	2,118 8.1	1,861 7.1	1,461 5.6	1,206 4.6	981 3.8	632 2.4	3,391 12.7	26,081 100%
1936	533 2.1	1,495 5.9	2,156 8.6	2,420 9.6	2,196 8.7	2,327 9.3	2,052 8.1	1,981 7.9	1,807 7.2	1,404 5.6	1,177 4.7	929 3.7	698 2.8	3,975 15.8	25,154 100%
1937	394 1.9	1,353 6.4	1,679 8.0	2,020 9.6	2,007 9.6	1,950 9.3	1,717 8.2	1,633 7.8	1,395 6.7	1,243 5.9	1,057 5.0	837 4.0	606 2.9	3,089 14.7	20,980 100%
1938	453 2.2	1,317 6.3	1,692 8.1	1,957 9.4	1,979 9.5	1,944 9.4	1,838 8.8	1,500 7.2	1,372 6.6	1,158 5.6	1,018 4.9	837 4.0	589 2.8	3,153 15.2	20,802 100%

注 長野県製糸業組合諏訪支部 「製糸職工人令別表」

第7表 勤続年数

年次	勤続年数	2年未満	2	3	4	5	6~9	10~14	15~19	20年以上	計
1934年		9,789	5,503	3,816	2,139	1,756	2,994	932	66	15	27,010
1935		8,769	5,555	3,772	2,498	1,690	2,722	955	107	13	26,081
1936		8,635	5,454	3,636	2,332	1,873	2,360	793	53	18	25,154
1937		6,673	4,011	3,335	2,319	1,873	2,037	657	64	11	20,980
1938		6,389	3,868	3,019	2,610	1,771	2,363	665	56	12	20,802

注 長野県製糸業組合諏訪支部 「製糸職工勤続年数別調」

第8表 長野県製糸労働者の前貸金

年	調査工場数	1人当り最高	1人当り最低	平均
1920	623	94.10円	18.30円	51.44円
1921	455	18.000	5.00	33.73
1922	455	15.000	5.00	37.27

注 桂「本邦製糸労働事情(二)」 82頁より

第9表 前貸金の状況(1920年)

項目	普通工	養成工	計
募集人員	10,591	879	11,470
前貸をした人員	8,434	592	9,026
%	79.6	67.3	78.7
前貸金総額(円)	206,218.85	6,058.80	212,277.65
1人当り前貸金(円)	24.45	10.23	23.52

注 前書 83頁より

のは、前にもみたように大正期以降と考えてよい。それ以前、すなわち、明治末期ごろまでは前近代的な募集方法により女子を集めていたのである。とりわけ「出張募集」は昭和期にいたよまでさまざまのトラブルをひきおこした。とくに多いトラブルに二重契約や前貸金の返済の有無などがあった。前者は、「登録制度」という製糸同盟が中心となって労働者を特定の資本家に拘束させる、という方法によって二重契約によって生じる混乱をなくそうとした。しかし、実際にはなかなか解消できなかった。大正6年5月1日付の諏訪製糸同盟事務所の記録には、「二重契約ノ件数 参千弐百七拾五件、雇傭契約数 四萬八千九百四拾六人」とある⁽¹⁵⁾。これによると雇傭契約の7パーセントしかくが、二重契約をしていたことになる。このような二重契約が率こそさがってきてはきたものの、いっこうになくなってはいない。ある意味で二重契約は、労働者の自由な移動をもとめる抵抗ともいえる。すなわち、労働者を人間としてあつかわないで、あたかも資本家の「占有物」のようにあつかう登録制度に対する反発ともとれる。

こうしたことは前貸金についてもみられる⁽¹⁶⁾。第8表と9表は、1920年代の前貸の状況を知る手がかりとなる。

これらの表をみて気づくことは、前貸の状況がきわめて一般化し、日常化していることである。この表をつくった桂氏は、つぎのように説明をくわえている。「前貸金は工賃によりて日々弁済せしめる。此場合には利子を附せざるを普通とし」ていたが、「最近には工賃を以て弁済する場合にも利子を附せしむる工場が多くなった」（前書、83頁）としている。「債務奴隷」と厳密にいきれるかどうかは別として、実態的には、それに近い内容をもった拘束力の強いもので、ただそれを合理的に運用していると考えてよい⁽¹⁷⁾。

こうした前貸金、または、前貸金をともなう契約雇用は、昭和に入ってもひきつづいた。そのころ、諏訪製糸同盟は、悪名高き「登録制度」を廃止するにさいし、その組織体も一旦は解散することにした。そして、それに代替する組織体として結成されたのが、諏訪製糸研究会で、大正15年4月18日の総会で承認された⁽¹⁸⁾。と同時に、それまで製糸同盟がおこなっていた製糸資本家と労働者

間の契約をめぐるトラブルを今度は、諏訪製糸研究会がおこなうことになった。ちなみに、製糸研究会の会則は、製糸同盟の規約をそのまま移し、ただし「登録制度」に関する条文をとりのぞいた修正版であった⁽¹⁹⁾。

かくて資本家の契約雇用にもとづく前貸金は存続し、製糸研究会に再編された資本家は、従前と同様の雇用関係を維持することができたのである。

つぎにしめす史料1～3は、製糸研究会の契約違約にともなう前貸金の厳しい催促に対し、労働者側が必死に抗弁し、そうした債務のないことを主張した返事の一部である⁽²⁰⁾。

史料1

1930（昭和5）年9月6日付

対研債第22号回答

右ハ上野マス東英製糸会社へ工女トシテ仕ハレシ際、西頸城郡市振村建部又右エ門ナル者ヨリ前金トシテ金拾円也借受ケタル処入場後本人病氣ノタメ退場ノ已ムナキニ至リ其節金五円工場内ニ於テ又右エ門ニ手渡シ致シ残金五円ハ拙宅ニテ同人ニ相渡候へバ何等負債シテ有ラザルモノニ付一応右、市振ノ又右エ門ニ御照会相願ヒ度尚ヲマス子ニ付其レ意外ニ借用ノ有無問ヒタルモ心当リナキ旨申シ述べ居リ候間右回答ニ及ビ候也

新潟県西頸城郡

上野力蔵

この史料によると10円の前貸金の事実を認めながらも、それがすでに完済されていることを説明しているものである。西頸城は糸魚川の周辺地区である。返書は、娘にかわって父親がしたためて

史料2

同年9月8日付

拝啓 先般御手紙被下拝読仕り候就而は製糸会社の募集員より受入の御金は其の当時に当村月詰松の湯二階にて募集員河端宗次郎に御返済之有故に河端君に御請求被下度様御依頼申上候拙者方に河端君と面談の節は篤と良く申上候先は右御返事迄

敬白

富山県氷見郡

流田甚四郎

この史料も父親が筆をとっている。募集員とのいきちがいによる前貸金返済のトラブルである。こうした募集員とのいきちがいが、比較的多くみられる。「出張募集」の弊害は労働力市場が未発達な状態ほど数多くもたらされてくる。募集員が前貸した金は、帳簿に記されているが、返済分を報告していない。

史料3

同年9月21日付

拝復 第86号対シ拙者より何等借用したる覚なき旨御回答申たるに只今再二御案内ヒ下書ニ依る拙者の借用したる覚無き其の理由を述べ貴事務所の御承諾を願上候実ハ拙者大正14年2月今工場と入場契約シ2月25日当社出立3月1日より就業シ7月病気に掛り止むを得ず7月28日帰宅する事に相成り其の節ハ決算ハ全部済んだ事にて別に借用致したる覚なし處御貴所に御通ヒ下候預りし大正15年の春ハ契約ハ一度ハなしたるも素より病身者にて入場ハ覚束なく契約金ハ全く受取らず依て契約書には如何なる事あるも断言する事憚らず其の折ハ妹フサ子に対する契約をなしえハ契約金を募集員より金を差出され候も拙者ノ方に契約金ハ不用と申上候へ共拙者に対してハ入場覚束なき事にて止むを得ぬ事なれ共ふさ子に対してハ是非受取れとの事にてふさ子に対してハ金五円也申受候故右の御事情御聞き合せし下度拙者申す盡では安心出きざる点有之候節ハ今工場募集員西村憲治様に御問合ヒ下度西村氏ハ全部の話を御覚有る事と確信有之候故呉れ呉れも御照会ヒ下度願上候右の事特ニ判明之上ハ帳簿ハ消込と同時ニ判明旨可應御案内ヒ下度先ハ御回答如斯ニ御座候

富山県氷見郡

堀田すべ

(傍点一筆者)

この史料は、前の史料2と似たようなケースである。返書は本人が書いている。工場との契約、入場の時期が明確に記され、前貸金借用の無いこ

とをのべている。にもかかわらず工場側は、執拗に前貸の清算をもとめている。その後も、募集員から前貸金を受けとったことを前提に、その返済の催促を工場はしている。前貸金が工場側にとって、いかに労働者を束縛する手段として利用されているかがこの史料によってあきらかである。「登録制度」が廃止されても、前貸金は労働者を資本家につなぎとめる重要な役割をはたしていることがわかる。もちろん、工場側に募集員が返済を報告していない場合もあろう。当然いきちがいは考えられる。しかし、「前借金未整理申告書」(諏訪製糸研究会事務所)などでみるかぎり、工場側がどこまで募集員と連絡をとり、積極的に確認をろうとしているのか、その努力の痕跡がうかがえないのである。だとすれば、工場側にとって未返済の前貸金は、むしろ労働者をつなぎとめるつごうのよい手段と化することになる。積極的な確認を工場側はむしろ避けたがるのではないだろうか⁽²¹⁾。

また、傍点を付した箇所は、返書をしたためた労働者の妹が「是非受取れ」と募集員に強引に前貸金をわたされたことをのべている。あきらかに姉が駄目なら、なんとか妹だけでも工場へ引ばろう、という募集員の意図がよくあらわれている。そして、これは工場側＝製糸資本家の意図でもある。製糸同盟支配下の「登録制度」が廃止され「権利女工」という制度がなくなったあとの工場側の焦慮が、ここによくにじみでているといつてよい。前貸金は「債務奴隷」とまではいかなくとも、資本家が労働者を確実に拘束する手段として、なりふりかまわず利用されているようですが、こうした史料でうかがうことができる。

〔注〕

(21) ちなみに、1921(大正10)年の年齢分布を桂梶「本邦製糸労働事情(-)」(「社会政策時報」1924年1月)によってみると以下のとおりである。

この数は、本文同様、女子労働者をあらわして

第10表 年令別労働者数

年令	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26以上	計
数	3,013	6,628	7,449	7,603	8,889	8,789	8,501	7,110	5,453	4,573	3,524	2,674	2,200	9,582	85,988
%	3.5	7.7	8.7	8.8	10.3	10.2	9.9	8.2	6.3	5.4	4.1	3.1	2.6	11.2	100

注、同論文102～103頁より作成

いると同時に、年齢も「かぞえ年」をもって記されている。したがって、誕生日を基準とする「まん年」と区別しなければならぬ。

- (13) 東條由紀彦 前掲論文
- (14) 岩本由輝「諏訪製糸業地帯における労働者登録制度」(「研究年報経済学」東北大学31の4, 1970年)106頁以下参照。武田安弘『近代における諏訪地方製糸業発達史試論』1973年, 47頁～66頁。諏訪製糸同盟の成立に関する史的意義をめぐって議論がかさねられている。とくに資本家のカルテルの形態として、また、労働者にとっては封建的緊縛関係をしめす証左としてつとに指摘されているところである。
- (15) 「救済, 保護, 慰藉, 教育ニ関スル規定」1917年5月1日
- (16) 桂皋「本邦製糸労働事情(二)」(「社会政策時報」1924年2月)には、前貸金についてつぎのように記されている。「工女側は労働需給関係上優勢の地位に在るのを利用して前借金を要求する或は寧ろ父兄が之を要求せしめると云った方が適当かも知れない。工場側も募集不能を恐れて厭や厭や之に応じて居るのである。尤も或る場合には足留策として工場側から積極的に前貸することも絶無ではない。前貸金の金額は募集難の地方では五十円位を普通とする。同82頁。前貸金が労働者の側で有利に活用されたのは、大正期に入ってから現象と考えられる。がしかし、その割合はすくなく、前貸金は募集人によってつごうよく利用された、とみるほうが妥当であろう。
- (17) 最近、1920～30年代の戦間期における社会経済史研究がさかんである。そのなかで生産関係＝労資関係の展開が見なおされている。西成田豊氏もそのひとりでのこの時期の「製糸業においても」「雇用関係の近代的再編が進んだ」とされ、その「近代的再編」を「『債務奴隷』の雇用関係の後退」として意義づけられている(「労働力編成と労資関係」1920年代史研究会編『1920年代の日本資本主義』収載, 1983年)195～6頁。が、はたしてそうだろうか。むしろ、半封建的緊縛が資本家の搾取へと移行しながら、その基盤には、いぜんとして「隷属的雇用関係」は維持されているとみるべきで、「一連の労働保護立法」も過大に評価すべきではないように思われる。なによりも前貸金の普及は、たとえ労働者がそれを積極的に利用したとしても、賃金への大きな負担となつてはねかえつていったとみるべきだろう。
- (18) 武田安弘 前掲書 118～119頁。
- (19) 同書 120～121頁。

(20) 以下にしめす史料は、葉書または封書で書かれたものである。ここでは区別せずに紹介しておく。文字の誤記もできるだけそのままにしておく。ここでは、返書の一部について論をすすめるうえで紹介した。残部については、別に史料紹介の機会をもちたいと思う。

(21) こうした工場側の巧妙な手口は、前に紹介した、林巧郎氏の『地平線以下』にも生き生きと描かれている。

4

小稿で最初にかかげた「近代的」労働力市場の分析は、まだとりかかればかりである。がしかし、ここに小括の意味で以上の論を要約し、つぎの機会にのこされた分析をひきつぎたいと思う。

諏訪地方の製糸労働者は、大正期(1910年代)に入って、全国的な規模で集ってきた。たとえ勤務年数が短かく、若年労働者(その中心的年齢は、12～18歳)の女子に大きく依存していたとはいえ、労働力市場は着実に拡張した。全国的規模の労働力の移動が可能になったことは、すくなくとも市場形態として、封建的な諸規制からまぬがれていることをしめしている。

しかし、いま一度冒頭でみた山田氏の「純粹日本型の特殊労役制度」に思いをはせるとき、労働力市場にもまた「純粹日本型」という冠をその内容に架さざるをえない、と考えるのである。すなわち、製糸資本家にとって前貸金のもつ意義は、依然として大きいといわざるをえない。その利用が大きければ大きいほど労働力市場は、矮少化する。そして、その矮少化された市場が「純粹日本型」といえるかもしれない。

同時に、前貸金は零細かつ貧困な自小作農を前提にしてはじめて活動する。したがって、前貸金の存在は、資本家が労働力市場を有利に支配するための重要な手段でもある。ともかく戦前の「近代的」労働力市場の成立を考えると、以上の諸制約を念頭に置いておかねばならぬだろう。

(記) 小稿が成るにあたって、岡谷市立蚕糸博物館において史料閲覧という温かい厚意を得たことを謝したい。また、小稿が昭和57, 58年度長野大学地域社会研究助成費を得たことも併せて記しておく。